

資料編

川西町地域総合交通戦略検討協議会

○川西町地域総合交通戦略検討協議会 名簿

団体名	団体における役職	委員名	備考
近畿日本鉄道株式会社	鉄道本部 企画統括部 営業企画部長	福嶋 博	
奈良交通株式会社	自動車事業本部 乗合事業部長	石川 正也	
一般社団法人 奈良県タクシー協会	専務理事	吾妻 孝義	
一般社団法人 奈良県タクシー協会 磯城支部	代表	葛本 真	
公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事	山口 勝彦	
奈良県交通運輸産業 労働組合協議会	事務局長	霜永 勝一	
川西町自治連合会	会長	森本 修司	
川西町商工会	会長	吉村 伸泰	副会長
川西町老人クラブ連合会	会長	丸谷 延弘	
川西町婦人会	会長	吉村 眞知子	
国土交通省近畿運輸局 奈良運輸支局	支局長	木村 淳三	
奈良県県土マネジメント部 地域交通課	次長	折原 英人	
奈良県中和土木事務所	所長	入口 和明	
天理警察署	署長	榭井 宏之	
国土交通省近畿地方整備局 都市整備課	課長	松村 知樹	
学識経験者	和歌山大学経済学部 教授	辻本 勝久	会長
川西町	副町長	森田 政美	副会長
	福祉部長	下間 章兆	
	産業建設部長 兼産業建設課長	吉田 昌功	

(順不同、敬称略)

○開催経過

	日 程	主な内容
第 1 回	平成 28 年 6 月 29 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長選出 ・ 川西町地域総合交通戦略検討協議会設置要綱 ・ 「(仮称)川西町地域総合交通戦略」の策定について
第 2 回	平成 28 年 9 月 28 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)川西町地域総合交通の素案について
第 3 回	平成 28 年 12 月 26 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)川西町地域総合交通（素案）について ・ パブリックコメントのスケジュール（案）について
第 4 回	平成 29 年 3 月 24 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川西町地域総合交通戦略 パブリックコメント実施報告について ・ 川西町地域総合交通戦略 最終案について

○川西町地域総合交通戦略検討協議会設置規則

(目的)

第1条 この規則は、川西町附属機関設置条例(昭和41年川西町条例第11号)により設置された川西町地域総合交通戦略検討協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 協議会の検討事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合的な都市交通戦略の策定に関すること。
- (2) 総合的な都市交通戦略の実施に係る協議・調整等に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、協議会の設置の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共交通事業者及びその事業用自動車の運転者で構成された団体から推薦された者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長、副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、川西町総務部総合政策課に置く。

(報酬及び費用弁償)

第8条 会議に出席した委員及び第6条第5項の規定により出席した者は、当該会議への出席にかかる費用を受け取ることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ているものについては、この限りではない。

- 2 前項の費用の弁済額及び支給方法等は、川西町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和61年川西町条例第2号)に準ずる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。